

鳥取県告示第227号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項の規定により告示する。

平成25年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
主要地方道	米子停車場線	米子市明治町18地先から同市加茂町二丁目50-2地先まで	平成25年4月1日
主要地方道	倉吉江府溝口線	西伯郡伯耆町金屋谷字下垢留1470-1地先から同町溝口字中河嶋121-1地先まで	〃
主要地方道	淀江岸本線	米子市下郷字塚田ノ上525-1地先から西伯郡伯耆町大殿字上島49-5地先まで	〃
一般県道	米子広瀬線	米子市末広町292地先から同市目久美町128-1地先まで	〃
一般県道	余子停車場線	境港市竹内町字大畑1558-3地先から同市竹内町字煤竹場3565-65地先まで	〃
一般県道	渡余子停車場線	境港市渡町字上小堀1361-3地先から同市竹内町字大畑1558-3地先まで	〃
一般県道	米子空港境港停車場線	境港市幸神町59地先から同市蓮池町71-3地先まで	〃
一般県道	米子環状線	米子市目久美町128-1地先から同市道笑町四丁目132-2地先まで	〃
一般県道	河原インター線	八頭郡八頭町西御門字隅ノ内270-1から鳥取市河原町高福字長通り776-6地先まで	〃